

議案第 8 号

橋本市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 30 年 9 月 3 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

橋本市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例(平成27年橋本市条例第60号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表の中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>橋本市地方活力向上地域における固定資産税の不 均一課税等に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方税法(昭和25年法律第226号)第6条の規定により、地域再生法(平成17年法律第24号。以下「法」という。)第5条第4項第5号に規定する地方活力向上地域内において法第17条の6及び地域再生法第17条の6の地方公共団体を定める省令(平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。)第2条第3号の規定に基づき、本市が課税の課税免除又は不均一課税(以下「不均一課税等」という。)をすることについて定めるものとする。</p> <p>(不均一課税等)</p>	<p>橋本市地方活力向上地域における固定資産税の不 均一課税に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第2項の規定により、地域再生法(平成17年法律第24号。以下「法」という。)第5条第4項第4号及び地域再生法第17条の6の地方公共団体を定める省令(平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。)第2条第3号の規定に基づき、本市が課税の課税をすることについて定めるものとする。</p> <p>(不均一課税)</p>

第2条 省令第2条第2号に規定する特別償却設備設置者について、同条第1号に規定する特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(平成27年10月8日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税の税率は、新たに固定資産税を課することとなつた年度以降3年度分に限る。橋本市条例(平成18年橋本市条例第70号。以下「市税条例」という。)第62条の規定にかかわらず、次表の左欄に掲げる事業中同表の中欄に掲げる年度の区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる税率とする。

事業	年度の区分	税率
地域再生法施行規則(平成17年内閣府令第53号。以下「法施行規則」という。)第28条第1項に規定する移転型事業	初年度分(当該固定資産に対して新たに固定資産税を課することとなつた年度)	課税免除
	第2年度分(初年度の翌年度)	課税免除
	第3年度分(第2年度の翌年度)	課税免除
法施行規則第28条第1項に規定する拡充型事業	略	

第2条 省令第2条第2号に規定する特別償却設備設置者について、同条第1号に規定する特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(平成27年10月8日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税の税率は、新たに固定資産税を課することとなつた年度以降3年度分に限る。橋本市条例(平成18年橋本市条例第70号。以下「市税条例」という。)第62条の規定にかかわらず、次表の左欄に掲げる事業中同表の中欄に掲げる年度の区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる税率とする。

事業	年度の区分	税率
地域再生法施行規則(平成17年内閣府令第53号。以下「法施行規則」という。)第25条第1項に規定する移転型事業	初年度分(当該固定資産に対して新たに固定資産税を課することとなつた年度)	市税条例第62条に規定する税率に10分の1を乗じて得た率
	第2年度分(初年度の翌年度)	市税条例第62条に規定する税率に4分の1を乗じて得た率
	第3年度分(第2年度の翌年度)	市税条例第62条に規定する税率に2分の1を乗じて得た率
法施行規則第25条第1項に規定する拡充型事業	略	

(不均一課税等の承継)

第4条 不均一課税等の適用を受けた事業者が相続、合併その他の事由により名義を変更した場合、その事業を承継した者は、事業の権利を取得した日から1月以内に承継を証する書面を添えて市長に届け出なければならぬ。

2 前項の届出により、市長において承継の事実を確認した場合、引き続き残余の期間第2条の不均一課税等の適用を受けることができる。

(不均一課税の承継)

第4条 不均一課税の適用を受けた事業者が相続、合併その他の事由により名義を変更した場合、その事業を承継した者は、事業の権利を取得した日から1月以内に承継を証する書面を添えて市長に届け出なければならぬ。

2 前項の届出により、市長において承継の事実を確認した場合、引き続き残余の期間第2条の不均一課税の適用を受けることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の橋本市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税等に関する条例第2条の規定は、平成30年6月1日以後に新設された特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地について適用し、同日前に新設された特別償却設備については、なお従前の例による。